



## つむぎだより No.73

### ＝事務所レイアウト変更＝

4月末、事務所内のレイアウトを変更しました。

少し前からスタッフには提案されていたのですが、代表二人で検討する時間がなかなかとれずにはいきました。当法人は5月から新しい期が始まるので、できるだけ期をまたがずに実行しようと3月から本格的に動き出し、スタッフの協力も得て実現することができました。

法人を設立してから6年間、ほとんど物を捨てるということもせず過ごしていたので、出るわ出るわ不要なものが…(反省)。

これからは、定期的にチェックして必要でないものは捨てないといけませんね。先月は自宅の「断捨離」でしたが、今回は事務所の「断捨離」でした！！(川東)



★2026年5月号

### 1、早期離職する若者の離職理由と労務管理のヒント

新卒・若手社員の早期離職が企業課題となっています。独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が行った「若年者の能力開発と職場への定着に関する調査」結果から、「新卒就職者が初めての正社員勤務先を離職した理由」と労務管理のヒントを探ります。

#### ●離職理由の傾向

調査は2016年に第1回、2019年に第2回、2025年に第3回が行われており、各回の対象年齢や質問項目は厳密には一致しません。

しかしながら、第2回・第3回の離職者全体の回答では、男女とも「労働時間・休日・休暇」「賃金の条件」「健康を損ねたため」「人間関係」が上位に入っており、これらが普遍的な離職理由であることがうかがえます。

また、勤続1年以内に離職した若者で突出する離職要因は、男女ともに「健康を損ねた」「人間関係」「自信喪失」となっており、入職直後の職場や仕事への適応が職場定着に重要であることが確認できます。

他方、5年超勤続者の離職では「キャリアアップ」「希望条件に合う仕事が見つかった」「結婚・出産・育児」が高く、前向きな理由が増加しています。

#### ●労務管理のヒント

第3回調査では、仕事や働くことについての悩みを相談できる相手がいるか否かに

よって若者の職場定着状況は大きく左右されると予想し、相談状況を分析しています。すると、早期に離職した若者ほど、悩みがあっても相談しないまま離職した傾向がみられ、離職者は勤続者と比べて職場のコミュニケーションが不足している傾向も指摘された、とありました。

不本意な早期離職を防止し、職場定着を推進するには、だれでも利用できる「入職直後に相談できる場」を職場外に整備することが重要であると、結論づけています。

#### 【参考】

JILPT 若年者の能力開発と職場への定着に関する調査(第3回)

[https://www.jil.go.jp/institute/research/2025/documents/250\\_01.pdf](https://www.jil.go.jp/institute/research/2025/documents/250_01.pdf)



### ★労働保険 年度更新のお知らせ★

令和8年度の申告納付期間は、6月1日(月)～7月10日(金)です。

詳細については、5月中旬にお手元に届く、労働局からの資料をご確認ください。

## ＝季節のコラム＝

5月なのに気温が高く、アナログの寒暖計のガラス管の中で、赤い液体が高止まりしています。温度計の中でも、人間の感じる範囲内の気温(零下40度から40度まで)を測るのが寒暖計です。

ガリオ・ガリレイが、16世紀末に空気を詰めたガラス球の管先を水に沈めて、管内の水の高さの変化によって気温を測定してから約2世紀、オランダ人が持ち込んだものを参考に平賀源内が製作した『日本創製寒熱昇降器』には、数字列だけではなく、極寒、寒、冷、平、暖、暑、極暑の文字列も記されていたとか。ちなみに『寒暖計』という訳語は、福沢諭吉の物理学に関する著書で採用されたのをきっかけに、一般に定着したそうです。(鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

## 2、在職老齢年金支給停止の基準額が「65万円」に変わります

### ◆在職老齢年金の概要と改正

令和8年4月から、在職老齢年金制度の基準額が改定されました。

在職老齢年金とは、働きながら年金を受け取る高齢者に一定額以上の報酬がある場合、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する仕組みです。これまで年金額が調整(支給停止)される基準額(賃金+老齢厚生年金)は月「51万円」でしたが、月「65万円」へ引き上げられたものです(令和8年度。賃金の変動に応じて毎年改定)。

対象となるのは老齢厚生年金のみで、老齢基礎年金は減額されません。支給停止額の計算は月単位で行われ、基準額を上回った部分の半額が支給停止されます。この改正により、収入が一定以上でも年金の減額が生じにくくなります。

### ≪改正後の計算方法(月額)≫

- A 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円以下の場合→全額支給
- B 基本月額と総報酬月額相当額との合計が65万円を超える場合→  
基本月額－(基本月額＋総報酬月額相当額－65万円)÷2

### ◆従業員説明のポイント

従業員への説明には、次の3点を押さえるとよいでしょう。

・基準額引き上げで働き方の幅が広がる  
→「収入が増えると年金が減るのでは」という不安を和らげる。

・給与は減らず、調整対象は年金のみ  
→明確な説明で安心感を高める。

・「ねんきんネット」を案内する  
→従業員ごとに状況が異なるが、個別試算を案内することでより理解が進む。

今回の改正は、高齢従業員の働く意欲を後押しするものです。経験豊富な人材の活躍を支える機会へとつなげていきましょう。

### 【参考】

在職老齢年金制度が改正されます

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/zairoukaisei.html>



## 3、今月のおすすめ本

今回は、「倒れてもまた歩き出せる」(著者:京谷忠幸 出版:致知出版社)をご紹介します。

著者の京谷さんは現在経営者ですが、幼いころから随分苦労されており、ご両親もがんで早くに亡くされています。度重なる不幸が続く苦しい境遇の中、本屋で一冊の本とめぐり逢います。

「松下幸之助一道をひらく」

この一冊との出会いで覚悟が決まったそうです。商社勤務の後、29歳で独立。経営者としての道を進み始めます。あるきっかけから盛和塾に入塾され、経営の根幹を学ばれました。3年ほど前にはすい臓が

んが見つかり、闘病で苦しめられますが、「がんサバイバー(経験者)」としての使命も感じられたとのこと。生きることの重みをひしひしと感じられたことでしょう。私もこの本を読んで「どう生きるか」を考えさせられました。(川東)

